

[事案 2021-250] 特定疾病給付金等支払請求

・令和 4 年 9 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、特定疾病給付金等が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右総腸骨動脈瘤により入院し右総腸動脈瘤切除術を受けたため、平成 19 年 2 月に契約した生活習慣病保険にもとづき、特定疾病給付金および生活習慣病入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、特定疾病給付金等を支払ってほしい。

- (1) 右総腸骨動脈瘤の発生は、平成 29 年 1 月に腹部大動脈瘤の手術を受け、大動脈から総腸骨動脈上部にかけてステントグラフトを挿入したことが原因であるが、当時の治療に対しては各給付金が支払われている。
- (2) 不支払理由の説明を求めると、「右総腸骨動脈瘤は生活習慣病ではない」、「約款に詳細な説明は記載されていない」などと回答され、大動脈瘤が発生した原因や生活習慣病の定義に関する質問に対しては回答がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、生活習慣病入院給付金の支払対象となる「高血圧性疾患」は、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」(以下「ICD-10」) 基本分類コードにおける「大動脈瘤および解離 (I71)」等と定められている。
- (2) 約款では、特定疾病給付金の支払事由は、上記「I71」等を発病したうえで、大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき、または、大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき、と定められている。
- (3) 診断書によれば、申立人の疾病は「右総腸骨動脈瘤」であり、ICD-10 基本分類コードは「右総腸骨動脈瘤 (I72.3)」となるため、支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術経緯および給付金請求手続時等の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特定疾病給付金等の支払いは認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、過去の腹部大動脈瘤の入院および手術について、特定疾病給付金および生活習慣病入院給付金が支払われたが、同種とも思える右総腸骨動脈瘤が支払対象外となることに疑問を有し、保険会社に具体的な説明を求めていた。
- (2) 保険会社は、申立人に口頭および 2 通の書面により、右総腸骨動脈瘤が支払対象外である理由を説明しているが、1 通目の書面では、約款の支払事由に該当しない旨の若干の記載

と、約款別表の抜粋を引用する以外は、該当条文を参照されたい旨の記載に留まっている。

2 通目の書面では、約款該当部分に関するもう少し具体的な記載、診断書の記載、主治医の回答を説明しているが、申立人には十分に理解できるものではなく、かえって後付けの説明のような印象を与え、申立人の不信感を募らせた。

(3) 右総腸骨動脈瘤が支払対象外となることは約款の記載だけでは読み取ることができず、約款別表と ICD-10 との関係を示し、右総腸骨動脈瘤が ICD-10 において「I72.3」に該当し、支払対象となる「I71」等とは異なることを示して、はじめて明確化する。

(4) 保険会社としては、約款を理由に支払対象外と回答する以上は、約款との関係で疑問を有し具体的な質問をしている申立人に対して、ICD-10 の基本分類コードの説明を含め、支払対象外である理由をより具体的かつ明確な説明を丁寧にする必要があったといえるが、このような説明を行わなかったため、申立人は正当な根拠がなく給付金の支払いが拒否されているかのような印象を抱き、本紛争の一因となっている。